

平成 28 年 9 月

遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 9 月 26 日（月） 午前 9 時 00 分～11 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 203 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 2 賃借料の変更通知書の受理について

議第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 23 号 非農地証明願いについて

議第 24 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 26 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜	6	石垣 敏勝	7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修			15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
14	菅原 寛志						

6. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 9 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、6 番石垣敏勝懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>今年は 8 月から 9 月にかけてたて続けに台風がやってきました。大変な被害があり、亡くなられた方々、行方不明者の方々には衷心より哀悼の意を表すと共に被災された方々には一日でも早い復興を願うところです。我が遊佐町は被害が無く、無事に収穫の秋を迎えられ本当に良かったと思っています。これも鳥海山のおかげではないかと思っている次第です。</p> <p>鳥海山といえば 9 日に鳥海山・飛島ジオパークが日本ジオパークに認定されました。ジオパークとは、地球や大地を意味する「ジオ」と公園の「パーク」を組み合わせた言葉で「大地の公園」を意味するようです。山や川をよく見て、その成り立ちに気付くことに始まり、海や山の大自然からそこに暮らす生き物と人々までを一つにして考える、つまり地球を丸ごと考える場所を示しているそうです。湧水を生かした観光や農業振興に繋がってくればと思っています。</p> <p>さて、7 月に募集した新農業委員会法による新しい農業委員が 9 月議会で承認されましたので、ご報告致します。</p> <p>本日は、9 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 5 番齋藤誠喜委員、6 番石垣敏勝委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 2 について、事務局より説明願います。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 25 計 10 筆、12,755 m²</p> <p>番号 26 計 5 筆、9,679 m²</p> <p>番号 27 計 2 筆、5,635 m²</p> <p>以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>報告事項 2. 賃借料の変更通知書の受理について番号 31 から 32 まで合計 2 件。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 31 計 11 筆、19,944 m²</p> <p>変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 10 a あたり 19,000 円に変更します。</p> <p>番号 32 計 2 筆、1,089 m²</p> <p>変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 10 a あたり 19,000 円に変更します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 15 計 1 筆、319 m²</p> <p>解約の事由は所有権移転のため、解約後は議第 26 号(1)番号 16 で借人へ所有権移転の予定です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第 22 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 23 号非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 7 頁をご覧ください。</p> <p>番号 5、計 2 筆、1,063 m²</p> <p>耕作放棄後 30 年以上経過して成木した雑木林となっており、農地に復元することが著しく困難で、復元しても農地として継続利用ができない状況です。固定資産税も山林で課税されております。</p> <p>農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域内、農振農用地区域外、土地改良事業の受益地外となっております。審査基準書の 2 頁、3 頁に位置図と字限図、4 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、伊原ひとみ委員の 2 名で現地調査をおこなっておりますので、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>20 日に現地を見て来ました。事務局からも報告がありました。審査基準書の 4 頁を見ても分かるように農地へ復元することは困難と見て来ました。非農地証明を出してもいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>それでは、3 番伊原ひとみ委員より報告願います。</p> <p>(3 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番伊原ひとみ委員	<p>私も 20 日に川俣部会長と現地を見て来ました。川俣部会長がおっしゃるとおり畑へ復元できる状態ではありませんでした。私も嫁いで二十数年経ちますが、一度も畑として利用されているのを見たこともありませんので、少なくとも 20 年以上はこの状態だと思いますので、復元は不可能だと思います。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p>

	<p>議第 23 号 非農地証明願いについて原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 23 号について原案のとおり非農地として証明する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 24 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。議案書は 9 頁をご覧ください。審査基準書は 5 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 2 計 2 筆、4,129 m²</p> <p>期間は 8 年 3 ヶ月、新規に設定です。</p> <p>貸人は経営移譲年金受給のためにすでに経営移譲していますが、この度、基盤法で貸付をしていた当該農地が返還されたため、譲受人の息子に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、13 番本間委員にかかわる案件でありますので、本間委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(本間委員一時退席)</p> <p>只今の事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 24 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 24 号について原案のとおり許可する事に決定いたします。</p> <p>(本間委員着席)</p> <p>次に、議第 25 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書の6頁に位置図、字限図、7頁に現況写真、8頁に意見書(案)、9頁に立地基準、10頁に一般基準を掲載しております。</p> <p>申請地は現在実施している山砂採取事業を継続して実施するため、山砂の資材置場として一時転用するため申請するものです。</p> <p>区域は都市計画区域外、農振農用地区域内、土地改良区域外で、期間は許可の日から2ヶ月間となっています。</p> <p>審査基準書の9頁の立地基準では、農用地区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で3年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可できるとなっています。</p> <p>2ヶ月間の一時転用で、連帯保証人もおり、終了後は畑として利用する計画であるため、農振計画の達成には支障がなく、許可要件に該当すると考えます。</p> <p>次に10頁の一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農地への影響等からも支障がないと考えます。</p> <p>農用地区域内の砂採取に係る一時転用について、町の同意があることから、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、先日、川俣土地専門部会長、今井彰委員の2名で現地調査を行っておりますので、現地調査の報告をお願いします。</p>
議長	それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	20日に現地調査に行ってきた。先ほど事務局からも説明があったように砂採取現場内の一時転用ですので、現場を見てきた限り問題無いと思います。以上です。
議長	それでは、1番今井彰委員より報告願います。 (1番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)
1番今井 彰委員	事務局、川俣専門部会長の報告のとおり何も問題無いと思います。
議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。が、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第25号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第25号について、原案のとおり許可相当の意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p>

	次に、議第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書は 11 頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 1 件、(2) 利用権の設定が 1 件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>個別に説明いたします。</p> <p>(1)所有権移転 番号 16 計 1 筆、319 m² こちらは、譲渡人の希望によるもので、総額 120,000 円、10a あたり 376,175 円で売買による所有権移転です。 こちらは譲受人の田に隣接し、これまでも譲受人が耕作しており、この度耕作者に集積するものです。 なお、こちらにつきましては 15 番佐藤充委員より現地調査をお願いしましたので、後程報告をお願いします。</p> <p>(2)利用権設定 番号 34 計 1 筆、2,093 m² 期間は 3 年、単価は 10 a あたり 16,000 円で同一人と再設定です。 以上です。</p>
議長	それでは 15 番佐藤充委員より現地調査の報告を願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	審査基準書 11 頁をご覧ください。譲受人の田と隣接している申請地は畦畔も無く、一枚の田になっています。申請地を囲むように草が生えており、草刈りの回数が多い場所であるため、この単価は少し高いように思えますが、譲渡人の希望という事もあり致し方ないのかなと思います。以上です。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤充委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	9 月 20 日に、202 会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。

議長

それでは、質疑に入ります。

只今の事務局の説明に対し何か質問意見等がございますか。

(質問・意見なし)

よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。

議第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(出席委員全員挙手)

全員賛成ですので、議第 26 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。

以上で議事を終了いたしますが、その他何かございますか。

(委員、事務局共になし)

無いようですので、これで 9 月の定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。